

社会福祉法人愛宕会 奨学資金のご案内

〈令和3年6月現在〉

奨学資金の内容

◆奨学資金の種類

看護師、准看護師および介護福祉士の養成校奨学資金

◆貸与期間

養成校の正規の修学期間（最大4年）

◆貸与額

月額50,000円（無利子）

◆返還の免除

看護師、准看護師または介護福祉士の資格を取得し、奨学資金貸与期間に相当する期間以上、当法人の看護職員または介護職員として勤務した場合は、奨学資金の返還が免除されます。

奨学資金貸与期間	免除の対象となる勤続期間
4年間	4年以上
3年間	3年以上
2年間	2年以上
1年間	1年以上

◆貸与対象者

大学、短期大学または専門学校など、看護師、准看護師または介護福祉士を養成する学校に在学する学生で、次のすべてに該当する方。

- ① 島根県、鳥取県の高等学校を卒業した者
- ② 看護師、准看護師または介護福祉士の資格取得見込み者
- ③ 卒業後に当法人の看護職員または介護職員として常勤勤務する意思がある者

※但し、他の同種の奨学資金（奨学生が将来、貸与主体に勤務する意思があることを主たる貸与条件とする奨学資金）の貸与を受けている方は対象となりません。

申し込み

◆申込先

島根県隠岐郡隠岐の島町郡 425 番 5

社会福祉法人愛宕会

担当：濱口

TEL：08512-5-3811

FAX：08512-5-3812

◆提出書類

養成校へ入学予定の方	既に養成校に在学中の方
奨学資金貸与申請書	奨学資金貸与申請書
履歴書	履歴書
住民票	住民票
在学証明書または最終学歴卒業証書	養成校在学証明書
振込口座届	振込口座届

◆選考と契約

提出書類および面接にて選考審査を行い、決定した場合は契約書類等を送付します。

Q&A

Q. やむを得ず休学した場合はどうなりますか？

A. 休学または長期にわたって欠席した場合は、その期間の奨学資金の貸与は停止となります。
なお、貸与を停止した事由がなくなった場合は、貸与再開の願いを提出することで奨学資金の貸与を再開することができます。

Q. 成績の報告などが必要ですか？

A. 毎年度終了後、学業成績および在学証明書の提出が必要です。
また卒業や修了の際には、卒業証書（修了証書）の写しを提出していただきます。

Q. 奨学資金を返還しなければならないのはどんな場合ですか？

A. 次のいずれかに該当した場合は奨学資金の貸与を打ち切り、全額を返還いただきます。

- ・退学した時
- ・停学またはその他の処分を受けた時
- ・学業成績が著しく不良になった時（留年を含む）
- ・奨学資金の貸与を辞退した時
- ・貸与対象者に該当しなくなった時
- ・故意または重大な過失により、必要な報告や届出を行わなかった時
- ・採用後2年以内までに看護師、准看護師または介護福祉士の資格を取得できなかった時

Q. 途中で退職した場合はどうなりますか？

A. 退職までに勤務した年数が貸与期間相当に達しなかった場合は、不足する勤務年数相当の貸与額を返還いただきます。